官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令（文部科学一五）　一
○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令（国土交通六〇）　三
○排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境一七）　六
〔規　則〕
○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（国家公安委一〇）　七
〔法規的告示〕
○大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示（文部科学四九）　二五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
企業年金基金変更、弁理士登録、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第十一条の規定に基づく、令和七年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第百四条第五項の規定に基づく、令和7年度液化石油ガス設備士試験の実施について関係　六三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　六七
会社その他
会社決算公告　七二

省　令

○文部科学省令第十五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和七年五月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令

（学校施設の確保に関する政令施行規則の一部改正）

第一条　学校施設の確保に関する政令施行規則（昭和二十四年文部省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別記第二号様式中「左に」を「次に」に、「六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（退職年金の決定の請求） **第二十四条**　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一～六　［略］ 七　請求者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、その旨 八～十　［略］ 2・3　［略］ （職務障害年金の決定の請求） **第二十七条**　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一～八　［略］	（退職年金の決定の請求） **第二十四条**　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一～六　［同上］ 七　請求者が禁錮以上の刑に処せられたとき又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、その旨 八～十　［同上］ 2・3　［同上］ （職務障害年金の決定の請求） **第二十七条**　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。 一～八　［同上］